不妊治療·不育症治療受診等証明書

下記の者については、不妊治療・不育症治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり領収したことを証明します。

不育される。	5年6月30日より、小山町不妊治療・ 症治療費助成金にかかる証明書の様 変更いたしました。 更点】 妊治療(人工授精)、男性不妊、不育症 治療ごとの3枚→1枚の証明書	名	在 地 称 治医氏名		年	月	日	
	療日等の記載を減らし、簡略化	<u>医療</u>	機関記入欄		妻			
	受診者氏名							
	受診者生年月日 年		日	年	月	日		
	今回の治療期間 年度内の期間をご記入ください。【例】令和5年4月1日~令和6年3月31日							
	区 分		領山	収金額(本人負担	.額)			
	治療費総額	下記、四	内訳の治療費の合き	金額と同額を記載	載してく	ください	•	
	人工授精治療費						円	
	男性不妊治療費	該当	のない治療は0円	とご記入ください	\ o		円	
	生殖医療、先進医療等その他の)治療費					円	
F	内 不育症治療費						円	
Ē	訳		※不育症治療開始	日				
			□夫婦染色体検 □抗リン脂質抗	☆療に☑をしてくが 五体検査(一次スク 資査 五体検査(選択的検 スクリーニング検3 資査 『リン療法	リーニ 査)			

- 注1 人工授精治療費、男性不妊治療費、その他の治療費、不育症治療費の対象となる治療・検査については裏面をご確認ください。また、<mark>保険適用分・保険適用外分の両方が該当</mark>します。
 - 2 院外処方が有る場合、薬局等の領収書から本人負担額を加えてください。
 - 3 文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含めないでください。

区分	対象となる治療・検査								
人工授精治療	①事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査に要する費用 ②採精(事前採取も含む。)に要する費用 ③精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存に要する費用(通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。) ④精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用 ⑤排卵誘発のためのHCG注射に要する費用 ⑥精子を子宮内に注入するために要する費用 ⑦人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等に要する費用								
男性不妊治療	不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE) 又は精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等に要する費用。								
生殖医療、先進医療等その他の治療費	タイミング療法、排卵誘発法、手術療法、体外受精、顕微授精等、上記、人工授精治療又は男性不妊治療に該当しない不妊治療や検査に要する費用(病気による治療は含まない。)。								
不育症治療	_		でに要する費用 スク因子の検査 がリン脂質抗体	検査項目					
			夫婦染色体検査						
			抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体(抗フォスファチジ ルエタノールアミン抗体) 抗PEIgM抗体(抗フォスファチジ ルエタノールアミン抗体)					
	選択的検査	血栓性素因スク リーニング (凝固因子検査)	第XII因子活性 プロテインS活性もしくはプロテイン S抗原 プロテインC活性もしくはプロテイン C抗原 APTT (活性化部分トロンボプラス チン時間)						
	(2) 絨毛染色体検査 ② 不育症の治療に要する費用 (1) 低用量アスピリン療法 (2) ヘパリン療法(ヘパリン在宅自己注射療法を含む。)								